

松阪サイクルクラブ 参加規程

第1条（趣旨）

この規程は（以下、「本規程」といいます）は、株式会社JPF（以下、「当社」といいます）が運営する松阪サイクルクラブ（以下、「クラブ」といいます）に関する利用条件を定めるものです。

第2条（本規程の適用）

1. 本規程は、会員と当社の間における、全てのクラブ活動に適用されるものとします。
2. 会員は、本規程の内容に同意の上、活動を行うこととします。
3. 当社は、事前に会員に個別に通知することなく、時期を定めたくて本規程を変更することができるものとします。本規程を変更する場合は、原則として松阪けいりん公式ウェブサイト上、又はその他当社が適当と判断する方法で告知しますので、最新の規程をご確認いただきますようお願い致します。なお、変更後の本規程は、当社が会員に対して告知した変更時点でその効力を生じるものとします。

第3条（会員）

1. 会員とは、本規程及び当社が別に定める規程類に同意し、誓約書及び参加申込書を提出し、当社が入会を認めた者をいいます。なお、未成年の場合は親権者その他法定代理人の同意を得るものとします。
2. 会員は、住所や連絡先が変更となった場合は、速やかに当社にお知らせください。
3. 会員は、当社が運営するすべてのクラブに参加することができます。ただし、当社が別に定める規程類に同意し、誓約書を提出しなければなりません。
4. 会員は、当社で別途定める場合、自転車競技に使用する機材等の貸与を受けることができます。
5. 会員は、次の事項を遵守しなければなりません。
 - (1) クラブの諸規則を守り、スタッフの指示に従って行動すること。
 - (2) 会員の所持する機材及び貸与された機材等について、責任を持って管理すること。
 - (3) 健康上、問題がある場合はクラブ活動の参加を控えること。

第4条（会費）

1. 会員は、当社が別に定める会費を納入しなければなりません。
2. 当社は、1年間又は半年間の会費を支払った会員（以下「年間会員等」といいます。）が、クラブから退会した場合には、退会の申し出がなされた月までの諸会費・諸料金、及び事務手数料として2,000円（税抜）を差し引かせて頂いた上で、ご返金致します。

3. 当社は、年間会員等が休会した場合には、当社の責に帰すべき事由がある場合を除き、会費の返金はいたしません。

第5条（保険）

1. 会員は、誓約書及び参加申込書を提出することで、当社の定める傷害保険へ加入するものとします。ただし、年間会員は当社が別に定める保険申込書を提出する必要があります。
2. 会員は、クラブに参加する際、健康保険証を持参する必要があります。

第6条（個人情報の管理）

1. 当社は、会員からご提供頂く個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。当社は、会員からご提供いただいた個人情報を会員の同意なく上記に明示する目的以外に利用することはありません。
 - (1) 提供サービス上の情報を個別の会員に合わせてカスタマイズするため
 - (2) お問い合わせへの対応のため
 - (3) 当社からの電子メールやダイレクトメール等による各種情報提供のため
 - (4) 各種アンケート調査のため
 - (5) 提供サービスの改善や新サービスの開発に役立てるため
 - (6) 提供サービスの利用規約に違反する態様でのご利用を防止するため
 - (7) ご希望の会員に対して第三者が提供するサービス等を紹介するため
 - (8) クラブの活動における応急救護をおこなう場合のため
 - (9) 当社の定める保険への事務手続きのため
2. 当社は、よりよい活動を行うため、必要な範囲内において会員の個人情報を関連団体等に提供する場合があります。この場合、提供先には当社が定める個人情報の取扱い方法を遵守させ、当社が提供先の個人情報の管理責任を負うものとします。
3. 第1項各号に定める利用目的の変更は、当該目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容をホームページ等により公表します。
4. 当社は、要配慮個人情報（人種、信条、社会的身分、病歴、前科・前歴、犯罪により害を被った事実その他ご本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報）を個人情報保護法その他の関連法令、ガイドライン等に規定する場合を除き、取得、利用又は第三者に提供しません。

第7条（写真及び映像等の利用）

1. 会員は、当社又は当社の許諾を受けた第三者に対し、インタビュー、撮影等の取材

に無償で応じるものとします。

2. 会員は、当社又は当社の許諾を受けた第三者が、会員のクラブにおける活動等の写真、映像に関して、演出、編集、放送、二次利用等を含むその他一切の使用について承諾するものとします。なお、会員及び会員の家族親族、会員の所属又は加盟する団体等は、当社および当社の許諾を受けた第三者に対して異議申し立てや金品のいかなる請求もしないこととします。
3. クラブにおける活動等の写真、映像及び記事の著作権（著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。）、著作隣接権及びその他の権利は、当社又は当社の許諾を受けた第三者に帰属するものとします。
4. 会員は、クラブにおける活動等の写真又は映像に、会員の肖像の全部又は一部が含まれる場合があることを了承し、当社又は当社の許諾を受けた第三者が当該写真又は映像を利用することに同意します。

第8条（免責事項）

1. 当社は、会員が他の会員又は施設や備品等に損害を発生させた場合、会員に対し賠償を請求することがあります。
2. 会員がクラブへの参加において生じた怪我、事故等に対し、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。
3. 会員がクラブへの参加の結果、万一不利益（経済的損失に限られません）が生じた場合、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、賠償責任を負わないものとします。

第9条（応急救護等）

会員がクラブの活動に参加し怪我又は疫病を発症した場合、当社は必要に応じて応急救護を行います。また、当社は、状況により救急搬送を要請する場合があります。

第10条（クラブ活動の中止）

当社は、天災、事故等により、クラブ活動の開催が困難な場合、当社の裁量によりクラブ活動の中止又は変更をできるものとします。（なお、当該中止又は変更にかかる会員が負担した一切の費用について、当社は会員に対して補償を行わないものとします。）

第11条（会員資格の取消）

当社は、会員に次の事項に該当する行為があったときは、会員の資格を取り消すことがあります。

1. 本規程及び当社が別に定める規程類に定められた事項を遵守しない場合。
2. 係員・スタッフの指示に従わない場合。

3. 当社および他の会員の名誉や権利を著しく侵害する行為等があった場合。

2024年4月1日施行

2026年4月1日改定・施行